告

示

土地改良区の役員の就任及び退任

出

先機 関 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....

(総務学事課)

:

Ħ.

(趣旨)

:

Ħ.

証紙売りさばき人の指定.

公

告

過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の完

(道

路

課 課

(経

理

: :

껃 껃 保安林の指定......

林

政

課

:

껃

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則.....

(建築住宅課) ...

(健康医療課)

÷

規

則

青森県健康増進法施行細則

規

則

目

次

右

同

道路の位置の指定....

(整備事務所)

:

Ξ

法第二十条第二項の規定による事業休止 (廃止) 届出書

-

(水産事務所)

:

世

土地改良事業の工事の完了......



第二千百六十六号

右 同

(整備事務所)

平成十五年四月二十八日 (月曜日)

青森県健康増進法施行細則をここに公布する。

平成十五年四月二十八日

青森県知事

木

村

守

男

青森県規則第五十二号

青森県健康増進法施行細則

第一条 ところによる。 則 (平成十五年厚生労働省令第八十六号) に定めるもののほか、この規則の定める ては、健康増進法施行令 (平成十四年政令第三百六十一号) 及び健康増進法施行規 健康増進法 (平成十四年法律第百三号。以下「法」という。) の施行につい

(書類の様式)

(水産事務所)

Ħ.

林戸 務水地

所産方

:

六

第二条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

法第二十条第一項の規定による特定給食施設設置届出書

第一号様式

法第二十条第二項の規定による特定給食施設設置届出事項変更届出書 第二号様式

第三号様式

第三条 前条各号に掲げる届出書は、当該施設の所在地を管轄する健康福祉こどもセ ンター所長を経由して提出しなければならない。 (書類の経由) 附 則

この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

第1号樣式 (第2条関係)

特定給食施設設置届出書

年

田

Ш

青森県知事 踙

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 严

(法人にあっては、主) (たる事務所の所在地,

凩 (電話番号)

伽 (法人にあっては、名) (称及び代表者の氏名)

届け出ます。 下記のとおり特定給食施設を設置したので、健康増進法第20条第1項の規定により

쀤

- 給食施設の名称及び所在地
- 給食施設の種類
- 給食の開始年月日又は開始予定年月日

ω 2

Ш 日 (開始、予定)

1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数

4

	朝
儉	儉
	昼
网	偑
	5
网	匈
	围
网	偑
	ΠŅ
儉	빠

管理栄養士及び栄養士の員数

5

管理栄養士

 \succ

- 一 洪 施設、社会福祉施設、矯正施設、寄宿舎、事業所、一般給食センター等の別を記 入してください。 給食施設の種類は、学校、病院、介護老人保健施設、老人福祉施設、児童福祉
- 給食の開始年月日又は開始予定年月日は、該当するものを で囲んでください。
- ω 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

变更事項

給食施設の名称及び所在地

第2号樣式 (第2条関係)

特定給食施設設置届出事項变更届出書

年

田

Ш

第3号様式 (第2条関係)

事業休止 (廃止) 届出書

併

Ш

Ш

青森県知事 遯

严 /法人にあっては、主\ (たる事務所の所在地₎

伽 (法人にあっては、名 (称及び代表者の氏名

年 田 Ш

 \mathbb{H}

用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

ω

变更年月日

变更後 **愛更**前

怬

下記のとおり変更したので、健康増進法第20条第2項の規定により届け出ます。

甪 (電話番号)

 \mathbb{R}

青森県知事 遯

届け出ます。 下記のとおり事業を休止(廃止)したので、健康増進法第20条第2項の規定により

 \mathbb{R}

伽

/法人にあっては、名 /称及び代表者の氏名

(電話番号)

 $\widehat{\mathbb{H}}$

疋

(法人にあっては、主) (たる事務所の所在地,

給食施設の名称及び所在地

休止 (廃止) の年月日 併 Ш

Ш

用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

 \mathbb{H}

2

쀤

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年四月二十八日

青森県規則第五十三号

青森県知事

木

村

守

男

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県県営住宅規則 (昭和三十七年二月青森県規則第八号) の一部を次のように改

別表白銀台団地の項中「百九十七戸」を「二百二戸」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

示

青森県告示第三百十号

る同条第一項の規定により告示する。 次のとおり森林を保安林として指定するので、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、 同法第三十三条第六項において準用す

平成十五年四月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

保安林の所在場所

西津軽郡鰺ケ沢町大字一ツ森町字湯涌淵二九 (次の図に示す部分に限る。

保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

指定施業要件

1

(-)立木の伐採の方法 主伐は、択伐による。

- 2 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

水産部林政課及び鰺ケ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

青森県告示第三百十一号

令 (平成十二年政令第百七十五号) 第七条第二項後段の規定により告示する。 より行った次の村道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行 過疎地域自立促進特別措置法 (平成十二年法律第十五号) 第十四条第一項の規定に

平成十五年四月二十八日

青森県知事 木 村 守

男

城九 線 泊 源 藤	路線名
有下有下 林北林北 二郡二郡 八脇八脇 三野三野	I
林沢林沢 班村班村 る大ぬ大	事
小班まで上脇野沢字上脇野沢字	X
で 字源藤城国 :字源藤城国	間
良改	工事
(道路改	ずの種類
三平 ・成 三	完工 了事 日の

青森県告示第三百十二号

三十九年四月青森県条例第十号) 第九条の規定により告示する。 青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例 (昭和

平成十五年四月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

むつ市柳町一丁目七の一九 売りさばき人の住所及び名称

有限会社ぎょれん

三 売りさばき場所 平成十五年四月二十八日二 指定年月日

むつ市柳町一丁目七の一九

公

告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成十五年四月二十八日

青森県知事 木 村 守

男

県庁舎清掃作業委託一式

特定役務の名称及び数量

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部総務学事課

青森市長島一丁目一の一

契約の方法

Ξ

一般競争入札

契約の相手方を決定した日

兀

平成十五年四月一日

契約の相手方の名称及び住所

五

株式会社東北ダイケン

六 契約金額

三千三百六十万円

契約の相手方を決定した手続

七

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手

ハ 入札の公告を行った日方としたものである。

ノ木の公告を行った日

平成十五年二月十二日

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

平成十五年四月二十八日

青森県知事 木 村

守

男

申請のあった年月日

平成十五年四月十四日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エヌピーオーときわサポート

代表者の氏名

Ξ

唇西 諭

主たる事務所の所在地

兀

南津軽郡常盤村大字若松字早稲田四三の一

五 定款に記載された目的

づくりに寄与することを目的とする。人で歩行困難な方の地域社会での生活を支援し、常盤村の福祉の向上と豊かな地域この法人は、高齢者や障害者が安心して住めるまちづくりを推進するもので、一

先 機 関

出

土地改良区の役員の就任及び退任

//

11 11

理

理区役

平 瓦十 丑年 匹 月	ア 比 に に に に に に に に に に に に に に に に に に
H	
J	
E	

東地方農材水産事務所長
/J
野
祁
言

若 福 佐 井	福井		前田	 藤 田	—— 田 村	事木村	 藤 田	前田	事小鹿	米谷	 木 村	鷲尾	福井	米谷	高坂	 木 村	——若 佐	藤田	前田	—— 田 村	事 木 村	別の氏
米谷 弘文	勉		清秀	文夫	力	章	進	淳	小鹿三左工門	茂樹	克義	三美	敏行	弘文	英男	梅吉	勉	文夫	清秀	力	章	名
"	七の二	"	"	四 "	の " 四	"	≡ "	"	<u>の</u> "	"	— "	"	"	"	"	の " = =	七″の二	四 //	"	の " 四	東津軽郡	住
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	軍 舘 村	
大字平舘	大字根岸字湯	大字平舘字	<i>"</i>	大字野田宮	大字石崎宮	<i>"</i>	大字野田宮	大字根岸京	大字石崎宮	大字根岸京	,,	大字野田宮	<i>"</i>	"	大字平舘字	大字野田宮	大字根岸京	<i>"</i>	大字野田字鳴川	大字石崎宮	大字野田宮	
大字平舘字後田四二	一湯の沢二		字鳴川一三〇	大字野田字山下八九の	大字石崎字石崎沢一〇	字鳴川二七	大字野田字山下八九(大字根岸字小川六六	大字石崎字弥蔵釜六九	大字根岸字山居八二	"七四の	大字野田字鳴川二三二	字門の沢八二	四	大字平舘字後田五〇	大字野田字山下一〇二	大字根岸字湯の沢二二	字山下八九の	子鳴川 三〇	大字石崎字石崎沢一〇	東津軽郡平舘村大字野田字鳴川二七	所
	"	<u>//</u> //	"	<i>(</i>)	"	ヹ	の "	"	· 九 "	"	<i>(</i>)		八 ″	"	"			<i>(</i>)	"	"	三平 ・成	の就
						四· 山退任															四,八就任	の 年 月 日 ほ び 退任

監 "

土地改良区の役員の就任及び退任

の規定により公告する。 土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、舘

平成十五年四月二十八日

"" 理	
	! 区役
事	別の
清木宮川幡が	氏
,太 男 郎	名
" ")' F	ì
, , , , , ,	住
子字字字	<u> </u>
1 内 田 帽:町 木 字:	
	<u>.</u>
、七四	. 所
# # = = = = = = = = = = = = = = = = = =	の就
四,	年技
一 就 任	月退
	国太郎 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

三戸地方農林水産事務所長
田
中
正
之

藤田 進 " " 大字野	田田淳	事 小鹿三左工門 の一 ポーナ	鷲尾 二三夫 " "	高坂 英男 " "	米谷 茂樹 " "	木村 克義 0-1-1
三 "	田田淳	三左工門 の一	三美 ″	英男 "	茂樹 "	村 克 義 一 <i>" 0</i>
≡ ″	1 11	<u></u>	"	"	"	— " 0
	<i>I II</i>	_				=
		<i>"</i>	"	"	"	"
大字野E	大大	_				
	字字形	人 字 石	大字野	大字平	大字根	"
大字野田字山下八九の	学界日学山下人几0.1.字根岸字小川六六	石崎字弥蔵釜六九	大字野田字鳴川二三二	大字平舘字後田五〇	(字根岸字山居八二	字鳴川七四の
"	<i>ı ı</i> ı	"	"	"	"	"

	"	監	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	理	"	"	監	"	
<i>II</i>		事													事			事		
斎藤	高坂	松田	田中	三浦助	山田	松田	伊藤	小笠原	木幡	山道	斉藤	山道	清川	舘前	宮沢	田向	高坂	松田	山田	赤坂
幸 八	清治	善治	卯之松	浦助右ヱ門	勘之丈	鐵 雄	強	成 武治	正男	岩 雄	国己	定吉	国太郎	勝規	劭	涉	清治	善治	文 隆	文 夫
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
大字田面木字山道下三の三	"字下陣屋四一	大字八幡字鵜対三	大字田面木字上田面木一一一	大字櫛引字櫛引一五	大字坂牛字坂牛三七	大字八幡字鵜対一〇の一	大字櫛引字櫛引六四	大字尻内町字尻内五六	大字田面木字上田面木四六	大字八幡字林崎三の一	"字上田面木九六	大字田面木字赤坂一二	大字尻内町字表河原一七の一	"字八幡丁二三の二	大字八幡字林崎一〇の一	大字田面木字前田表一八の八	"字下陣屋四一	大字八幡字鵜対三	大字坂牛字坂牛一	大字田面木字下田面木一八
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	三 三 退任	"	"	"	"	"

土地改良事業の工事の完了

ので、同条第二項の規定により公告する。 次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第百十三条の二第一項の規定により、

平成十五年四月二十八日

所 長	長斉
	斉

剛

十四年災農業用施設災害復旧事業二九	土地改良事業の名
一〇二 五所川原市	称の事業を行う者
平成三十二元	年工 月完 日了

十和田県土整備事務所告示第一号

十四年災農地災害復旧事業

Ξ

Ξ

弄

三

Ξ

- 0七

弄

<u>:</u>

Ξ

〇四

"

五.

亭元

Ξ

0

金

木

町

亳

≕

껃

11

11

月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則 (昭和三十六年二建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、

十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び

平成十五年四月二十八日

十和田県土整備事務所長

清

藤

栄

_平 =成 =: =:	メートル	: ナーケ00・汁	・九〇メート	ル五〇・九	番町九の二	十和田市東一
指定年月日	員	幅	툱	延	置	位

むつ県土整備事務所告示第三号

月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、

つ市役所に備え置いて縦覧に供する。なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむ

平成十五年四月二十八日

むつ県土整備事務所長 竹 内 由 昭

び一四六の三〇むつ市仲町一四十	位
四六の一及	置
ル九・七(延
七〇メート	長
六・〇三メー	幅
イートル	員
平 完成 罕 宝	指定年月日

(毎週月・水・金曜日発行)	青森県	青森市長島一丁目一番一号	発行所 · 発行人
定価小口一枚二付十五円一銭	東奥印刷株式会社	青森市古川二丁目一七番五号	印刷所・販売人